

感 感 発 0228 第 1 号
令 和 6 年 2 月 28 日

各検査所長 殿

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

ポーランド政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて（一部改正）

ポーランド政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについては、「ポーランド政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて」（令和5年7月19日付け健感発0719第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）においてお示ししているところです。

今般、同国のマウオポルスカ県、ポモージェ県及びシロンスク県における高病原性鳥インフルエンザの清浄性が確認されました。

つきましては、当該通知を下記のとおり一部改正し、当該県において保管又は積み出された鳥類に係る衛生証明書の受入を再開することとしますので、内容について御了知いただくとともにその運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。

記

1. 改正内容

- ・ 表中の輸入停止措置対象地域からマウオポルスカ県、ポモージェ県及びシロンスク県を削除する。

2. 適用日

令和6年2月28日から適用する。

以上

健感発 0719 第 2 号
令和 5 年 7 月 19 日
令和 6 年 2 月 28 日一部改正

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

ポーランド政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて

ポーランド政府機関から発行される鳥類に係る衛生証明書のうち、以下の表に記載がある地域において保管又は積み出された鳥類に係る衛生証明書については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「規則」という。）第 30 条第 2 項に規定する「当該届出動物等に係る原産国、輸出国又は積出地において当該感染症の発生及びまん延又はそのおそれが生じた場合」に該当することから、同項の規定により、規則別表第 1 第 5 項第 3 欄に掲げる事項に関する確認が行われていないものとなりますので、その運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。

輸入停止措置対象地域	輸入停止措置開始年月日
ヴァルミア・マズールィ県	令和 4 年 12 月 22 日
ウッチ県	令和 4 年 10 月 11 日
オポーレ県	令和 4 年 12 月 9 日
クヤヴィ・ポモージェ県	令和 4 年 12 月 22 日
ドルヌィ・シロンスク県	令和 5 年 1 月 11 日
西ポモージェ県	令和 5 年 2 月 22 日
マゾフシェ県	令和 4 年 12 月 22 日
ルヴシュ県	令和 5 年 1 月 19 日
ルブリン県	令和 4 年 12 月 22 日